

## 記者発表資料

### 教職員の懲戒処分について

令和8年2月13日

広島県教育委員会

令和8年2月13日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

県東部 公立中学校 教諭 (60歳)	減給 10分の1 2月	<p>令和7年11月25日(火)、人間ドックの再検査を受けるために職務専念義務の免除を申請したが、同検査を受診することなく、1日間勤務を欠き、その後、校長から同検査の受診に係る根拠書類の提出を求められたにもかかわらず、受診していない事実を報告しなかった。</p> <p>また、同年12月1日(月)から同月5日(金)までの計5日間、正当な理由なく無断で勤務を欠いた。</p> <p>さらに、同年11月26日(水)午後4時40分頃、所属校の敷地内で自家用車を後進させた際、同車を柱へ衝突させる事故を起こしたにもかかわらず、同日午後6時50分頃に管理職に報告するまでの間、適切な対応を怠った。</p> <p>加えて、地域クラブの指導者として大会に参加した同年9月28日(日)午前11時30分頃、500mlの缶ビール1本を飲酒したにもかかわらず、その後約3時間30分が経過した同日午後3時頃、同大会の会場の駐車場内で自家用車を運転して2~3メートル移動させた。第三者からの通報により駆け付けた警察から事情聴取及び呼気検査を受けた結果、呼気からアルコールは検出されず酒気帯び運転には該当しなかったものの、このことにより、関係者に対して不信感を与え、教育に対する信頼を大きく損なった。</p> <p>これらの行為は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条、信用失墜行為の禁止を定めた同法第33条及び職務に専念する義務を定めた同法第35条の規定に違反する。</p>
県西部 公立中学校 教諭 (64歳) (再任用)	戒告	<p>令和5年1月から同年3月までの間、自身の携帯電話を使用して、所属校を卒業した高校生5名との間で、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)による私的なやり取りを行った。</p> <p>さらに、そのうち3名に対して、高等学校卒業後の令和5年9月から同年11月までの間、SNSを使用して不適切な内容のメッセージを送信したことにより嫌悪感を与えた。</p> <p>これらの行為は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為の禁止を定めた同法第33条の規定に違反する。</p>

被処分者	処分内容	処分理由
県西部 公立小学校 主幹教諭 (50歳)	戒告	<p>令和7年7月27日（日）午後1時13分頃から午後3時25分頃までの間、2名で、第1種共同漁業権が設定されている山口県の海域において、漁業権又は組合員行使権を有していないにもかかわらず、サザエ2個及び特定水産動植物であるアワビ2個を採捕した。このことにより、同年12月10日（水）に、漁業法違反及び山口県漁業調整規則違反の罪で罰金10万円の略式命令を受けた。</p> <p>このことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為の禁止を定めた同法第33条の規定に違反する。</p>
県西部 公立小学校 主幹教諭 (49歳)	戒告	<p>令和7年7月27日（日）午後1時13分頃から午後3時25分頃までの間、2名で、第1種共同漁業権が設定されている山口県の海域において、漁業権又は組合員行使権を有していないにもかかわらず、サザエ2個及び特定水産動植物であるアワビ2個を採捕した。このことにより、同年12月10日（水）に、漁業法違反及び山口県漁業調整規則違反の罪で罰金10万円の略式命令を受けた。</p> <p>このことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為の禁止を定めた同法第33条の規定に違反する。</p>

【担当】

教職員課 小中学校人事係長 園山 和志

(電話) 082-513-4924

(内線) 4924

(e-mail) [kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp)